

○八千代市市民活動協議会設置要綱

制定 令和 4年 3月25日告示第 59号

改正 令和 6年 3月26日告示第116号

(設置)

第1条 市民ニーズが多様化する時代の中で、市民活動（市民の自主的で営利を目的としない社会に貢献する活動をいう。以下同じ。）を行う団体及び個人と行政が協働して公共的課題の解決に当たることを目的に、市民活動の推進に関する事項を調査研究するため、八千代市市民活動協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 市民活動の公益性に関する事項
- (2) 市民活動を行う団体及び個人との協働に関する事項
- (3) その他市民活動の推進に関する事項

(組織)

第3条 協議会の委員は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 学識経験者 1人
- (2) 特定非営利活動法人その他の行政との協働をとおして公益の増進に寄与する団体の代表者 2人以内
- (3) 公募により選出される市民 3人以内
- (4) 市民活動に係る事項を所管する千葉県の担当部署の代表者 1人
- (5) 社会福祉法人八千代市社会福祉協議会の代表者 1人
- (6) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(役員)

第4条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長は前条第1項第1号の学識経験者をもって充て、副会長は委員の中から会長が指名する。

- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に対し資料の提出を求めることができる。
- 5 委員（第3条第1項第1号及び第3号に掲げる者を除く。）がやむを得ず会議を欠席する場合は、当該委員を代理する者を出席させることができる。この場合において、会議を欠席する委員は、あらかじめその委員を代理する者の氏名、役職等を会長に報告しなければならない。
- 6 前各項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、書面を委員に送付して、協議事項等について可否を問い、その結果をもって、第3項に規定する会議の議決に代えることができる。
  - (1) 協議事項等の内容が軽微なものであり、会議に諮る必要がないと認める場合
  - (2) 緊急の必要があり会議を招集する時間的余裕がない場合その他やむを得ない事由のある場合
  - (3) 前2号に掲げるもののほか会長が認める場合

(報償)

第6条 第3条第1号から第3号までに掲げる委員が会議に出席したときは、当該委員に対し、会長の職にある委員にあつては7,500円を、それ以外の委員にあつては7,000円を日額の報償費（実費弁償を含む。）として支払うものとする。

- 2 前項の規定による報償費の支給を辞退する者については、同項の報償費は

支給しない。

3 前2項の規定は、前条第6項の規定による書面協議の場合も同様とする。

この場合において、市長は、協議事項等に対し委員が見解を示した等の会議に出席したものと同等であると認めるときは、1回の会議に代えて行う書面による協議を1回の会議とみなして、第1項に定める額の報償費を支払うものとする。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、市民活動の推進に関する事務を所掌する課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この告示の施行の日以後最初に招集される会議及び第4条第2項の規定により選出される前に招集される会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則 (令和6年告示第116号)

この告示は、公示の日から施行する。